

登別市事業所開設費補助金

市内での起業や新分野への進出を考えている方を支援する『登別市事業所開設費補助金』の2次募集を行っています。

事業の目的	市内で新たに事業活動を行う方を支援することにより、起業や新分野への進出を促進し、市内経済の活性化を図る
補助対象経費	市内業者を利用して実施する建物の改造、改装などに要する経費や改修などに伴う設備機器類の購入費（事務用機器、車両は対象外）
補助額など	補助対象経費の2分の1以内（補助限度額20万円）
公募期間	6月17日(火)まで ※申請者多数の場合は交付先を選定する場合があります。 ※予算に残額が生じたときには、3次募集（7月予定）を実施します。

◆問い合わせ 商工労政グループ（☎⑧2171）

対象	慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の遺族など
※問い合わせ	社会福祉G (☎⑧1911)

水道週間「カラカラで蛇口に飛び込む 僕の口」	6月1日から7日までは『水道週間』です。この週間は、広報活動などのさまざまな運動を通して、水道についての理解と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展を目指すもので、全国規模で毎年実施されています。
野焼きはやめましょう	市は、この『水道週間』に合わせ、登別市管工事業協同組合の協力により、浄水場などの施設周辺の清掃を予定しています。

野焼きはやめましょう	廃棄物を野焼きすると、火災
9月30日(水)まで国民年金保険料の後納制度を実施しています	・発生日時、頻度、場所 ・焼却している廃棄物の種類、煙の色、臭い ・野焼きをしていると思われる人にに関する情報 ・野焼きを促進する情報 問い合わせ 環境対策G（クリンクルセンター内） (☎⑧2958)

問い合わせ・申し込み	金事務所（☎⑧7104） 室蘭年 納め忘れた過去10年以内の保険料を納めることができます。後納制度の利用は事前に申し込みが必要ですが、制度が利用できない場合もありますので、詳しくは問い合わせください。 ※老齢基礎年金の受給権者（繰り上げ受給者を含む）や老齢基礎年金の受給資格期間を有している満65歳以上の方は、後納制度の対象外です。
------------	--

耐震診断に補助金を交付します

木造住宅や一定規模の建築物への耐震診断実施に要する費用の一部を、建物所有者に補助します（ただし、予算額を超える申し込みがあったときは選考を行なう場合があります）

木造住宅に対する補助

- ▶補助の主な条件
 - ・一戸建て住宅か併用住宅であること
 - ・地上2階建て以下の在来軸組工法であること
 - ・所有者が居住する住宅であること
 - ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
 - ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
 - ・市税の滞納がないこと
 - ・暴力団員、暴力団関係事業者でないこと
- ▶補助額
 - ・補助対象費用の3分の2（限度額5万円）

※2階建て以下、延床面積が500平方㍍以下の木造住宅で、所有者または居住者が希望するときは、北海道が無料耐震診断を実施しています。詳しくは、胆振総合振興局建設指導課（☎⑧9594）まで問い合わせください。

一定規模の建築物に対する補助

- ▶補助の主な条件
 - ・耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物であること
 - ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物であること
 - ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
 - ・市税の滞納がないこと
 - ・暴力団員、暴力団関係事業者でないこと
- ▶補助額
 - ・補助対象費用の3分の2（限度額200万円）

▶申し込み方法 建築住宅グループに備え付けの意向確認書に必要事項を記入し、図面などを持参のうえ6月19日（金）までに提出

▶申し込み 建築住宅グループ（☎⑧4399）

平成27年度慰霊巡拝

道週間です。この週間は、広報活動などのさまざまな運動を通して、水道についての理解と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展を目指すもので、全国規模で毎年実施されています。

の危険を伴つほか、法律により罰せられます。家庭から出るごみだけではなく、木材、草なども燃やしてはいけません。野焼きを発見した場合、次のことを分かる範囲でお知らせください。